（別紙）

高等学校等就学支援金について

本制度は，家庭の状況にかかわらず，全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため，国の費用により，生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し，家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により，生徒の学びを支えることを通じて，将来，我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【１．高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ　①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ　過去に高等学校等に在学したことがある場合には，②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。

ハ　これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は，受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ　「高等学校等」とは，国公私立の高等学校，中等教育学校の後期課程，特別支援学校の高等部，高等専門学校（第１学年から第３学年まで），専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ　「支給停止期間等」とは，休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか，①日本国内に住所を有していなかった期間，②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間，③平成22年４月１日より前に公立高等学校等（公立の高等学校，中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第１条第１項第２号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第３号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間，④平成26年４月１日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ヘ　「学校の種類・課程・学科」の欄には，「①高等学校（全日制）」，「②高等学校（定時制）」，「③高等学校（通信制）」，「④中等教育学校（後期課程）」，「⑤特別支援学校（高等部）」，「⑥高等専門学校（１～３学年）」，「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」，「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」，「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」，「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」，「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」，「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」，「⑬各種学校（外国人学校）」，「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【２．保護者等の収入の状況について】の欄は，次によって記入してください。

イ　保護者とは，親権を行う者（親権を行う者のないときは，未成年後見人）をいい，次の①～⑤は除きます。
①児童福祉法第33条の２第１項，第33条の８第２項又は第47条第２項の規定により親権を行う児童相談所長
②児童福祉法第47条第１項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
③法人である未成年後見人
④民法第857条の２第２項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ　【２．保護者等の収入の状況について】②に該当するときは，必ず「親権者」全員の状況を確認の上，記入してください。
②イの「家庭の事情によりやむを得ず，親権者の１人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは，例えば，ドメスティックバイオレンス，養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方，家庭の事情によりやむを得ず，親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は，親権者が存在しない場合に含まれるものとして，④又は⑤のうちいずれか該当する方を選択してください。

ハ　【２．保護者等の収入の状況について】①又は③に該当するときは，保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ニ　【２．保護者等の収入の状況について】④又は⑤に該当するときは，生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）１名分の個人番号カードの写し等を添付してください。また，生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。
（注）　医療保険各法とは，健康保険法，船員保険法，国民健康保険法，国家公務員共済組合法，地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ　都道府県（文部科学省）が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を個人番号を利用して確認します。

ロ　「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号であり，「個人番号カード」とは同条第７項に規定する個人番号カードです。

ハ　４月に入学した新入生は，原則として４月中に申請を行う必要があります。また，転校の場合も，原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ニ　個人番号を利用しての申請には，原則として，地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は，市町村役場において申告の上，申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され，手続きの途中で未申告であることが判明した場合，就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ホ　過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が３年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には，就学支援金の受給資格はありません。また，高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は，その月数を１月の４分の３に相当する月数として計算。）が通算して３６月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし，支給停止期間等は含めません。）

ヘ　２つ以上の課程に在学している場合は，いずれか１つの課程を選んで申請をしてください。

ト　偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は，高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき，不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

チ　受給資格の認定を受けた後，収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には，税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また，離婚・死別，養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも，速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく，その後，課税所得等の変更が発覚した場合，就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

リ　個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず，かつ，正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは，就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。

ヌ　保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは，就学支援金の加算支給はされません。

備考　この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。